

2026年6月25日

各位

会社名 株式会社ビーエイブル
代表者名 代表取締役社長 佐藤 順英
(コード番号: 604A 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 C F O 神谷 均
(TEL 0240-25-8996)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年6月25日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,577,500株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2026年7月9日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2026年7月28日(火曜日) |
| (4) 募集方法 | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格) | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2026年7月21日に決定する。) |
| (6) 申込期間 | 2026年7月22日(水曜日)から
2026年7月27日(月曜日)まで |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 株式受渡期日 | 2026年7月29日(水曜日) |
| (9) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定する。 |
| (10) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 東京中央支店 |
| (11) 前記各項を除くほか、本公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 700,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 福島県いわき市平字大町42番地の5
エイブル興産株式会社 700,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 491,600株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年7月21日（処分価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 491,600株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) 申込期日 | 2026年8月28日（金曜日） |
| (4) 払込期日 | 2026年8月31日（月曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年7月21日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式の発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 東京中央支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。 | |

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1.の公募による自己株式の処分に関して、みずほ証券株式会社に対し、募集株式数の一部を当社が指定する販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社クラフティア	取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	相互発展を目的とした取引関係の維持強化のため
ビーエイブル従業員持株会	80,000株を上限として要請を行う予定であります。	従業員の福利厚生のため

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 2,577,500株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 700,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限491,600株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2026年7月13日(月曜日)から
2026年7月17日(金曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2026年7月21日(火曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の
価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2026年7月22日(水曜日)まで
2026年7月27日(月曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2026年7月28日(火曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2026年7月29日(水曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が491,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるエイブル興産株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式491,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2026年7月29日(上場日)から2026年8月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の当社が所有する自己株式数	2,877,500株
公募による自己株式の処分株式数	2,577,500株
公募による自己株式の処分後の自己株式数	300,000株

(注) 今回の公募は全株自己株式の処分によるため、発行済株式総数の変動はありません。

3. 今回の第三者割当増資による募集株式発行による発行済株式総数の推移

公募による自己株式の処分後の発行済株式総数	10,175,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	491,600株(最大)
増加後の発行済株式総数	10,666,600株(最大)

4. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額1,555,058千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限298,499千円(※)と合わせた手取概算額合計上限1,853,557千円について、①beABLE 研究開発センター(福島県双葉郡)の建物の設備投資資金、②富津工場(千葉県富津市)における工場建物の設備投資資金、③借入金の返済にそれぞれ充当する予定であり、具体的な内容は下記のとおりであります。

①beABLE 研究開発センター

廃炉事業で培ったロボット技術や再生可能エネルギー関連技術の開発を通じて、地域の復興と持続可能な社会の実現することを目的として、福島県双葉郡にbeABLE 研究開発センターの開設を予定しております。その設備投資資金として599,000千円を2027年7月期に充当する予定であります。

②富津工場

当工場では、鉄骨製作を中心に、プラント関連の溶接検査・配管加工等を行うことを目的として、千葉県富津市に工場の建設を予定しております。その設備投資資金として713,000千円(2027年7月期600,000千円、2028年7月期113,000千円)を充当する予定であります。

③借入金の返済

上記の設備投資に伴い、既の実施した銀行借入の返済資金として、541,557千円を2027年7月期に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格660円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと再生可能エネルギー関連の開発費用として投入していくこととで収益力強化につなげて参ります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
1株当たり当期純利益	338.12円	72.82円	65.83円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－	－	－
自己資本当期純利益率	12.7%	12.1%	9.8%
純資産配当率	－	－	－

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 当社は、2026年3月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、2024年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 当社は、2026年3月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年7月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、栄監査法人の監査を受けておりません。

	2023年7月期	2024年7月期	2025年7月期
1株当たり当期純利益	67.62円	72.82円	65.83円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるエイブル興産株式会社並びに当社の株主である佐藤順英、ビーエイブル従業員持株会、株式会社大東銀行は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2027年1月24日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年6月25日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「5. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。